

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成31年3月31日現在)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
計		2,130	1,231	899
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	493	298	195
	仕出し・弁当	243	133	110
	旅 館	45	19	26
	そ の 他	209	124	85
菓子（パンを含む）製造業		149	76	73
乳 処 理 業		-		
特別牛乳搾取処理業		-		
乳 製 品 製 造 業		4	2	2
集 乳 業		1	1	
魚 介 類 販 売 業		184	103	81
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		1	1	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		1	1	
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		3	3	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		6	4	2
喫 茶 店 営 業		147	99	48
あ ん 類 製 造 業		-		
アイスクリーム類製造業		6	2	4
乳 類 販 売 業		252	145	107
食 肉 処 理 業		15	10	5
食 肉 販 売 業		180	107	73
食 肉 製 品 製 造 業		6	2	4
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		1	1	
食 用 油 脂 製 造 業		2	1	1
マーガリン又はショートニング製造業		-		
み そ 製 造 業		25	16	9
し ょ う 油 製 造 業		9	5	4
ソ ー ス 類 製 造 業		1	1	
酒 類 製 造 業		11	5	6
豆 腐 製 造 業		13	8	5
納 豆 製 造 業		1	1	
め ん 類 製 造 業		15	4	11
総 菜 製 造 業		96	55	41
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		5	2	3
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-		
清 涼 飲 料 水 製 造 業		3	1	2
氷 雪 製 造 業		3	1	2
氷 雪 販 売 業		-		

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成31年3月31日現在）

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
計		3,120	1,896	1,224
給食施設	学 校	12	12	0
	病 院 ・ 診 療 所	16	12	4
	事 業 所	2	1	1
	そ の 他	83	46	37
乳 搾 取 業		69	26	43
食 品 製 造 業		1,207	756	451
野 菜 果 物 販 売 業		342	196	146
総 菜 販 売 業		295	181	114
菓 子（パンを含む）販 売 業		364	192	172
食 品 販 売 業（上記以外）		508	289	219
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		1	1	0
添 加 物 の 販 売 業		156	149	7
氷 雪 採 取 業		-	0	0
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		65	35	30

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成31年3月31日現在）

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
計		259	143	116
加 工 水 産 物 販 売 業		249	136	113
加 工 水 産 物 製 造 業		9	7	2
魚 介 類 等 行 商 業		1		1
かき作業場	一 類	-		
	二 類	-		

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成30年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	12	48	3,350
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	6	24	
集団給食	大量調理施設	10	40		
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)			
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	22	66	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	30	60	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	296	592	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	331	331	
	飲食店営業	一般食堂等(他に属さないもの)	586	586	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設	104	104	
	食品販売業	食肉, 魚介類	366	366	
1回/2年	食品販売業	乳類(自販機を除く), 加工水産物, 行商	484	242	
	その他	食肉処理業, 魚介類せり売り業, 集乳業, 喫茶(自販機を除く)	21	11	
1回/3年	飲食店営業	スナック・バー	95	29	
1回/4年	その他	製造業・販売業(許可・認定外)	2,742	686	
1回/5年	その他	自動販売機	154	31	
合 計			5,259	3,129	3,350

※1 1万食又は1t以上/日を提供する食品製造業(そうざい製造業を除く。)

※2 同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設(そうざい製造業を含む。)

(3) 食品衛生監視指導状況
ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成30年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	2,130	1,587	2
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	493	187
	仕出し・弁当	243	256
	旅館	45	22
	その他	209	172
菓子(パンを含む)製造業	149	116	
乳処理業	-	2	
特別牛乳搾取処理業	-	0	
乳製品製造業	4	10	
集乳業	1	0	
魚介類販売業	184	177	
魚介類競り売り営業	1	7	
魚肉練り製品製造業	1	6	
食品の冷凍または冷蔵業	3	3	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	6	3	
喫茶店営業	147	56	
あん類製造業	-	0	
アイスクリーム類製造業	6	21	1
乳類販売業	252	186	
食肉処理業	15	18	
食肉販売業	180	174	
食肉製品製造業	6	8	
乳酸菌飲料製造業	1	0	
食用油脂製造業	2	0	
マーガリン又はショートニング製造業	-	0	
みそ製造業	25	7	
しょう油製造業	9	7	
ソース類製造業	1	0	
酒類製造業	11	3	
豆腐製造業	13	13	
納豆製造業	1	4	
めん類製造業	15	31	
総菜製造業	96	89	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	5	0	
食品の放射線照射業	-	0	
清涼飲料水製造業	3	7	
氷雪製造業	3	2	
氷雪販売業	-	0	

(注)施設数は、平成31年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況(食品関係条例対象施設を含む)

(平成30年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		3,119	1,663	1
給食施設	学 校	12	20	
	病院・診療所	16	12	
	事 業 所	2	4	
	そ の 他	82	38	
乳 搾 取 業		69	10	
食 品 製 造 業		1,207	13	1
野 菜 果 物 販 売 業		342	223	
総 菜 販 売 業		295	245	
菓 子 (パ ン を 含 む) 販 売 業		364	264	
食 品 販 売 業 (上 記 以 外)		508	528	
添加物「法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く」の製造業		1	12	
添 加 物 の 販 売 業		156	149	
氷 雪 採 取 業		0	0	
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		65	145	

(注)施設数は、平成30年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況(許可を要しない施設の再掲)

(平成30年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		261	221	-
加 工 水 産 物 販 売 業		251	220	
加 工 水 産 物 製 造 業		9	1	
魚 介 類 等 行 商 業		1	0	
かき作業場	一類	0	0	
	二類	0	0	

(注)施設数は、平成30年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成30年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		342	3	
小 計		342	3	
魚 介 類		4		
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品	1		
	冷凍直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	冷凍直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	3		
	生食用冷凍鮮魚介類			
	魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	15		
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		18		
乳 製 品		6		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)				
アイスクリーム類・氷菓		15	2	大腸菌群陽性
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		24		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		195	1	添加物使用基準違反
菓 子 類		35		
清 涼 飲 料 水		6		
酒 精 飲 料		9		
氷 雪				
水				
かん詰・びん詰食品				
その他の食品		11		
添加物及びその製剤				
器具及び容器包装				
おもちゃ				
小 計		-	-	
乳	生 乳			
	牛 乳			
	低脂肪牛乳			
	加 工 乳			
	その他の乳			

(5) 集団食中毒発生状況

(平成30年度)

NO	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1	H31.1.22	有症者宅	65	28	0	仕出し弁当	ノロウイルス	仕出し弁当屋	葬儀場	葬儀前のお膳を喫食した親族が、喫食後19～55時間後(平均33時間後)に嘔吐及び水様便の下痢を呈した。共通食は当該施設しかなく、原因施設が提供した仕出し弁当による食中毒と断定した。	手洗い不良及び施設及び器具の洗浄殺菌不足

(注) 集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒。

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(平成30年度)

区 分		数 総	三 次 市	庄 原 市
行 政 区 域 内 人 口		88,686	52,776	35,910
計	施 設 数	2	1	1
	立 入 検 査 件 数	19	10	9
	計 画 給 水 人 口	73,694	46,300	27,394
	現 在 給 水 人 口	73,871	47,125	26,746
上 水 道	施 設 数	2	1	1
	立 入 検 査 件 数	19	10	9
	計 画 給 水 人 口	73,694	46,300	27,394
	現 在 給 水 人 口	73,871	47,125	26,746
簡 易 水 道	施 設 数	0		
	立 入 検 査 件 数	0		
	計 画 給 水 人 口	0		
	現 在 給 水 人 口	0		
専 用 水 道	施 設 数	0		
	立 入 検 査 件 数	0		
	現 在 給 水 人 口	0		
簡 易 専 用 水 道	施 設 数	0		
	立 入 検 査 件 数	0		
小 規 模 水 道	施 設 数	0		
	立 入 検 査 件 数	0		

(注1) 行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成30年3月31日現在である。

(注2) 施設数は、平成30年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3) 立入検査件数は平成30年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4) 浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5) 保健所の管轄外である国認可の上水道、市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(平成30年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
登 録 頭 数	5,621	3,282	2,339
	(274)	(203)	(71)
予 防 注 射 頭 数	3,711	2,122	1,589

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(平成30年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)	
		総 数	三 次 市	庄 原 市			
計		682	423	259	268	39.3	
薬 局		53	32	21	64	120.8	
（うち健康サポート薬局）		(1)	(1)	(0)	(1)	(100.0)	
薬局製造販売業（薬局製造業）		3	2	1	2	66.7	
医薬品販売業	小 計	33	24	9	34	103.0	
	店 舗 販 売 業	23	15	8	24	104.3	
	卸 売 販 売 業	10	9	1	10	100.0	
	薬 種 商 販 売 業	-	0	0	-	-	
	特例販売業	小 計	7	3	4	5	71.4
		一 般	7	3	4	5	71.4
		駅 構 内 売 店	-	0	0	-	-
高度管理医療機器等の販売業・貸与業		57	43	14	53	93.0	
管理医療機器販売業・貸与業		528	318	210	109	20.6	
再生医療等製品販売業		1	1	0	1	100.0	

(注) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成30年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	三 次 市	庄 原 市		
計		69	38	31	69	100.0
製 造 業		2	0	2	1	50.0
輸 入 業		-	0	0	-	-
販 売 業	小 計	67	38	29	68	101.5
	一 般	35	24	11	39	111.4
	農 業 用 品 目	32	14	18	29	90.6
	特 定 品 目	-	0	0	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	-	-	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	-	0	0	-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	-	0	0	-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	-	0	0	-	-
	し ろ あ り 防 除 事 業	-	0	0	-	-

(注) 施設数は、平成31年3月31日現在である。 - 62 -

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(平成30年)

区 分	施 設 数 等			立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総 数	三 次 市	庄 原 市			
計	571	334	237	226	39.6	
麻 薬	小 計	107	65	42	78	72.9
	家庭麻薬製造業者	-	0	0		-
	卸売業者	3	3	0	4	133.3
	小売業者	48	29	19	50	104.2
	病 院	10	5	5	17	170.0
	一 般 診 療 所	41	26	15	7	17.1
	歯 科 診 療 所	-	0	0		-
	飼育動物診療施設	4	2	2	0	0.0
	研 究 者	1	0	1	0	0.0
	大 麻	研 究 者	-	0	0	
向 精 神 薬	小 計	236	137	99	75	31.8
	卸売業者	-	0	0		-
	免許みなし卸売販売業者	10	9	1	4	40.0
	免許みなし薬局	53	32	21	52	98.1
	小売業者	-	0	0		-
	病 院	10	4	6	12	120.0
	一 般 診 療 所	93	56	37	7	7.5
	歯 科 診 療 所	42	26	16	0	0.0
	飼育動物診療施設	26	10	16	0	0.0
	試 験 研 究 施 設	2	0	2	0	0.0
覚 醒 剤	小 計	-	-	-	-	-
	施 用 機 関	-	0	0		-
	研 究 者	-	0	0		-
覚 醒 剤 原 料	小 計	228	132	96	73	32.0
	取 扱 者	4	4	0	4	100.0
	薬 局	53	32	21	52	98.1
	病 院 ・ 診 療 所	145	86	59	17	11.7
	飼育動物診療施設	26	10	16	0	0.0
	研 究 者	-	0	0		-

(注1) 施設数は、平成30年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成30年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験				
定量試験	ファモチジン	1	0	

(5) 献血状況

(平成30年度)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
受付者数		1,300	722	578
献 血 者	計	1,070	587	483
	200mL	0	0	0
	400mL	1,070	587	483



献血キャラクター

けんけつちゃん

(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(6) 温泉監視指導状況

(平成30年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導室 (%)
		総 数	三 次 市	庄 原 市		
計		31	16	15	-	-
温 泉	源泉	31	16	15	0	0.0
	利用施設	-				-

(注1) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成31年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出							
	条例による届出							
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出							
一般粉じん	計	-			(-)	-	-	-
	法による届出							
	条例による届出							
特定粉じん	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	発生施設届出							
	排出等作業届出							
水銀	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出							
ダイオキシン類	法による届出							
水質汚濁	計	-			-	-	-	-
	法による届出							
	条例による届出							
	法による許可	5		0	0	0	0	0

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、平成30年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成31年3月31日現在)

区分	許可数(総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立入検査延件数	行政処分件数(許可取消改善命令等)	行政指導件数
土壌汚染対策	計	-	-	8		-
	汚染土壌処理業					
	法による届出			8		
	法による申請					
条例による報告						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、平成30年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(平成31年3月31日現在)

区分	登録数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	12	0	3	0	0

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、平成30年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成30年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別						
		前年度からの繰越	本年度発生分	ばい煙(カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	11	-	11	-	-	3	-	7	-	1
	(調査指導延件数)	-	(39)			(3)		(35)	-	(1)
処理済	8	-	8			3		4		1
翌年度へ繰越	3		3					3		

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成30年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	8	2	8

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(平成31年3月31日現在)

区分	市 町	総 数	三 次 市
硫 黄 酸 化 物		1	1
	うち簡易測定法	(1)	(1)
窒 素 酸 化 物		3	3
	うち簡易測定法	(1)	(1)
		2	2
一 酸 化 炭 素		-	
		(-)	
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		1	1
		(1)	(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質		1	1
		(1)	(1)
微 小 粒 子 状 物 質		1	1
		(1)	(1)
炭 化 水 素		-	
		(-)	
降 下 ば い じ ん		-	
		(-)	
浮 遊 粉 じ ん		-	
		(-)	
風 向		1	1
風 速		(1)	(1)
温 度		1	1
湿 度		(1)	(1)
日 射 量		1	1
		(1)	(1)

(注) 下段の()は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成30年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	備北	-	0	0	0	0	0	0	0
注 意 報	備北	-	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(平成30年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	河 川 (湖 沼 を 含 む)	江の川水系 上下川 (上下川河口)	12回/年
		江の川水系 馬洗川 (志幸)	
		江の川水系 美波羅川 (美波羅川)	
		江の川水系 川北川 (川北川河口)	
		江の川水系 西城川 (川北川下流)	
		江の川水系 比和川 (比和川)	
		江の川水系 板木川 (板木川)	
	汚 濁	海 域	
海 水 浴 場			
地 下 水		三次市内 1地点, 庄原市内 3地点	1回/年
環 境 ホ ル モ ン 調 査	江の川水系 西城川 (川北川下流)	1回/年	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設)	1回/年
	酸 性 雨	三次市(広島県三次庁舎)	12回/年
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設)	2回/年
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		総 数	届出等 受理件数	三 次 市	庄 原 市
し尿処理施設	施設数	-	権限移譲により該当なし。		
	立入検査件数	-			
ごみ処理施設	施設数	-			
	立入検査件数	-			
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-			
	立入検査件数	-			
公共下水道 終末処理場	施設数	11	7	4	
	立入検査件数	10	6	4	
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	-			
	立入検査件数	-			
浄化槽保守点検業者	施設数	6	9	3	3
	立入検査件数	6	3	3	

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成30年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 (増)	管 轄 外 (減)
総 数 (a + b)	157	2	7	25	2	103	1	3	0	0	0
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	128	2	7	17	0	85	1	3	0	0	0
	うち積替え保管を含むもの('a)	18	2	0	4	0	24	0	0	0	0
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	29	0	0	8	2	18	0	0	0	0	0
	中間処理業(c)	29	0	0	8	2	18	0	0	0	0
	中間処理・最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	144	1	7	21	2	97	1	3	0	0
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	117	1	7	14	0	79	1	3	0	0	0
	うち積替え保管を含むもの('a)	15	1	0	3	0	23	0	0	0	0
処分業 (b ; b = c + d + e)	27	0	0	7	2	18	0	0	0	0	0
	中間処理業(c)	27	0	0	7	2	18	0	0	0	0
	中間処理・最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	13	1	0	4	0	6	0	0	0	0
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	11	1	0	3	0	6	0	0	0	0	0
	うち積替え保管を含むもの('a)	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0
処分業 (b ; b = c + d + e)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理業(c)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	中間処理・最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 平成30年度末時点の所管業者の許可件数及び平成30年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 平成30年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 平成30年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 平成30年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 平成30年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成31年3月31日現在)

区分	登録・許可業者数	新規登録許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	28	2		-		3
フロン類回収業	11	1		-		3
解 体 業	3			-		1
破 碎 業	3					1
合 計	45	3	-	-	-	8

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、平成30年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成31年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者	
										事業者	処分業者	事業者	処分業者			
施設数合計	29	2	27	-	2	-	-	-	-	-	1	-	21	-	-	
中間処理施設数	小計	29	2	27	-	2	-	-	-	-	1	-	21	-	-	
	汚泥	脱水	2		2	-						1			-	-
		乾燥	-			-									-	-
		天日乾燥	-			-									-	-
		焼却	-													
	廃油	油水分離	-			-									-	-
		焼却	-													
	廃酸・廃アルカリ	中和	-			-									-	-
	廃プラスチック類	破碎	2		2										3	
		焼却	1		1										1	
		木くず・がれき類	22	2	20		2								15	
	木くず・その他	2		2											2	
	その他	-														
最終処分場施設数	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型	-			-											
	管理型	-			-											
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-			-										-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-			-										-	-	

(注1)施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、平成30年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成30年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査														
2	公害防止協定事業所立入検査														
3	産業廃棄物処理業立入検査	70	113	42	3					1	1	1			
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	3					1			1	1		
		処理業者													
5	建設業立入検査	55	59							2	12	11	11		
6	県外産廃事前協議確認立入検査														
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	11	11								1	1	1		
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	9	12							1	1	1	1		
9	焼却施設立入検査	2	5	5	3										
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	4	4								2	2	2		
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)														
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	4	4												
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)														
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査														
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	28	63		4		3	4		13	4	9	4	5
		処理業者	1	3	3	1									
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	2	2	2											
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	2	2											
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入														
19	その他事業所立入検査														
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	4	10											
		許可業者	3	8											
合計		196	299	54	3	17		3	4	1	16	21	26	20	6

産業廃棄物苦情による立入検査件数

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成30年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	58	58	10	大阪府, 兵庫県, 島根県, 岡山県, 山口県, 香川県, 愛媛県, 福岡県, 熊本県, 鹿児島県	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む), 鋳さい, がれき類, 繊維くず	旭有機材(株), 岩倉産業(株), 前田道路(株), (株)三次衛生工業社, 三次振興企業(株), (有)金本商店, (有)セルダムコーポレーション, 昭和KDE(株), 中国レミテック(株)	0	
	特管	28	28	2	大阪府, 島根県	感染性産業廃棄物	三次振興企業(株)	0	
	計	86	86	12	計 12 種類				
最終処分	産廃	0	0	0					
	特管	0	0	0					
	計				計 種類				

- (記入要領) 1 平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 2 県外産廃の処分業者名については, 承認に係る処分業者名を全て記入すること。
 3 不承認とした場合は, その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
H30年度は, 平成30年7月豪雨災害対応のため, 開催していない。					